

令和 3年 2月 3日

カラオケ喫茶・飲食店の事業主 様

志摩市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（依頼）

平素は、市行政とりわけ商工振興にご理解・ご協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、本市においても、今年になってから感染者が急増しております。また、カラオケ喫茶で2例のクラスターが発生し、その感染者の多くが高齢者であることから重症化も懸念されており、大変深刻な状況です。

貴事業者におかれましては、既に感染症対策に取り組んでおられていることとは存じますが、これ以上の感染拡大を防ぐため、更なる感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

なお、市では、事業者の皆さまの感染症対策を支援するため、市内に事務所または事業所を有する全ての中小企業者及び小規模企業者を対象に、2月中旬頃から感染症対策強化のための給付金の交付を行ってまいります。

市民の皆さま、事業者の皆さまと共に、感染症拡大の防止に取り組み、この緊急事態をオール志摩市で乗り越えていきたいと考えておりますので、ご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

※ 別紙、チラシをご確認いただき、感染症対策について今一度確認をお願いいたします。

【事務担当】

志摩市 産業振興部 商工課

TEL (0599) 44-0010

FAX (0599) 44-5262



カラオケ喫茶・飲食店での 新型コロナウイルス感染症対策について



～以下の取り組みができているか、改めて確認をお願いします～

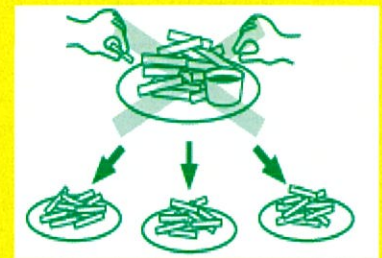
1 基本的な感染予防を徹底する

- 来店時やトイレ使用後の手洗い・手指消毒の徹底
- 食事中以外はマスクまたはフェイスシールドの着用
- 人と人との間隔を空け、パーティション等で飛沫感染防止を行う
- こまめな換気を行う（換気設備等の活用も効果的）
- 共用施設の消毒を定期的に行う



2 飲食を提供するときのルール

- 大皿料理は避け、料理は個別で提供する
- お酌、グラスの回し飲みなどを避ける
- 食事中の会話を控える



3 カラオケをするときのルール

- マイクは使用のたびに消毒する
- 客席とステージの距離をあける
- 大きな声での歌唱は控える
- 人と人との間隔を空け、マスクまたはフェイスシールドの着用
- 滞在は短時間にする



4 従業員の体調を管理する

- マスクまたはフェイスシールドの着用を徹底する
- 検温や健康状態を確認し、体調がすぐれないときは自宅待機とする
- 体調が悪い場合に、休暇等がとりやすい職場環境を整える



5 顧客情報を管理する

- 利用者の連絡先を把握するなど、顧客名簿の整備を行う
- 患者発生時の追跡調査に協力できるように、非接触アプリ「COCOA」などを活用する



厚生労働省ウェブサイト⇒

